

## 放送番組編集基本計画

北日本放送の放送番組の編集は北日本放送番組基準に則り、次の基本方針に基づいて編集する。

### 1. 放送番組編集の総括的方针

- (1) 北日本放送は、地域に根ざした民間放送局として、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。
- (2) 北日本放送は、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守り、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論と多様な価値観を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して社会の信頼に応える。
- (3) 北日本放送は、サービスエリアに密着した番組を積極的に放送することによって、地域社会に貢献するよう努力する。
- (4) 北日本放送は、視聴者（以下、ラジオの場合は聴取者と読みかえるものとする）の多様な意見を尊重し、放送番組の質的向上に努力する。
- (5) 北日本放送は、放送番組の質的向上を図ることによって、広告媒体としての価値を高め、公共性と商業性の融和を保ちながらその使命達成に努力する。
- (6) 北日本放送は、広汎な内容の番組を放送するため、編集制作担当者は常に広い視野と正確な判断力が求められる。従ってその社会的責務を自覚して、たえず熱心な研究と新しい企画開発を行うよう努力する。

### 2. 報道番組の編集

- (1) 報道番組の企画制作にあたっては、公平と正義の根本理念のもとに事実に基づく

客観的態度を堅持する。

- (2) 報道機関としての使命を果たすため、公共の福祉に必要なニュースは常に正確かつ迅速な放送に努め、緊急を要する場合は随時その速報を行う。

### 3. 教育・教養番組の編集

- (1) 教育番組の編集にあたっては、視聴者の学びに役立つ知識と資料を系統的に供給して教育効果をあげるよう努める。
- (2) 教養番組は、政治・経済・文化・社会・芸術など様々な分野で視聴者が知識を深め、多様な価値観と豊かな情操を養うのに役立つよう努める。

### 4. 娯楽番組の編集

- (1) 娯楽番組は、視聴者が健全な癒しや楽しみを享受しながら、地域への愛着を深め、新しい活力を培うことができるよう努める。
- (2) 一般社会倫理に反する内容のものは、たとえ営業上、又は視聴率獲得のために有利とみられても厳に慎むこととし、特に成長過程にある児童・青少年の視聴には十分、配慮する。

### 5. 広告放送

- (1) 広告宣伝を取り扱うにあたっては、真実を伝え、社会的責任を負いうるものに限定し、視聴者の利益に反するものは取り扱わない。

## 6. 番組の配列

- (1) 番組の配列は、視聴者の生活時間及び対象視聴者層を考慮し、教育・教養・報道・娯楽などすべての番組を適正かつ調和を図って配列する。
- (2) 県民に報道する重要性が高いものは、特別番組として適宜編成するよう考慮する。地域のスポーツや文化の振興に貢献できる番組は積極的に編成する。
- (3) 特別番組の編成にあたってはレギュラー番組の視聴者に配慮し、時宜を得た編成となるよう努力する。

以上